

医療的ケアが必要なお子さんと  
家族のための

# 支援ガイドブック

～品川区版～



品川区では令和7年度の医療的ケア児等支援関係機関連絡会において「品川区医療的ケア児に関する実態調査」を実施いたしました。その中で「相談先や情報の入手方法のわかりにくさ」に関するご意見が複数ありました。そのようなお声にお応えするために、各種手当、福祉サービス、相談先等についてまとめました。医療的ケアが必要なお子さんとそのご家族が地域において、安心して生活できるようご活用いただければ幸いです。

## 目次



わたしが  
ガイドします!

<b>1</b> 支援者とその役割について	.....	P01
<b>2</b> 医療的ケアとは	.....	P02
<b>3</b> お家に帰るまでの流れ	.....	P05
<b>■</b> 事例紹介		
しなちゃん(1歳)のケース	.....	P06
<b>4</b> 医療機器と医療材料	.....	P08
<b>5</b> 災害対策	.....	P12
<b>6</b> 各種制度の紹介	.....	P13
・手帳の種類		
・手当・医療費助成等一覧		
・その他制度等		
<b>7</b> 福祉サービスについて	.....	P20
・通所支援等		
・その他サービス		
<b>8</b> 保育園・幼稚園・学校等について	.....	P24
<b>9</b> よくある質問	.....	P26
<b>10</b> 相談窓口一覧	.....	P28
コラム 保健センターについて	.....	P04
コラム 薬はまとめられる	.....	P09
コラム きょうだいとのかかわり	.....	P25

## 1




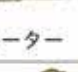
## 支援者とその役割について

退院したあと、家族だけでやっていけるか不安です



一人で抱えなくて大丈夫！さまざまな職種の人が支えてくれるよ！



区分	支援者	役割	主な支援機関
医療	医師、 歯科医師、 訪問診療医 	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもへの診療、投薬、処置</li> <li>看護師等への医療的ケアやリハビリ等の指示</li> </ul>	病院・診療所
	看護師、 訪問看護師 	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもへのケアの実施や体調管理のサポート</li> <li>家族へのケアの助言や医療に関する相談</li> </ul>	病院・診療所、 訪問看護ステーション
	セラピスト (PT、OT、ST) 	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの関節の変形を予防するための姿勢管理やコミュニケーション手段の獲得、食べる(摂食)・飲む(嚥下)等へのリハビリテーションの実施</li> </ul>	病院・診療所、 訪問看護ステーション
	薬剤師、 訪問薬剤師 	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師からの処方箋に基づく調剤、自宅訪問</li> <li>薬の飲み方や体調の相談</li> </ul>	薬局
保健	保健師 	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育てや子どもの発育・発達、療養生活等の相談及び支援</li> <li>関係部署との保健医療福祉等に関する連絡等</li> </ul>	保健センター
福祉	保育士 	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの発達を促すための保育や療育の実施</li> </ul>	保育園、 児童発達支援事業所
	ソーシャル ワーカー 	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済的・心理的・社会的な問題に関する相談</li> <li>在宅生活に向けた関係機関との連絡・調整</li> </ul>	病院・診療所
	相談支援 専門員 	<ul style="list-style-type: none"> <li>困りごとの整理、活用可能なサービスや事業所の紹介</li> <li>サービス等利用計画の立案や支援者の調整</li> </ul>	相談支援事業所等
	医療的 ケア児等 コーディネーター 	<ul style="list-style-type: none"> <li>退院カンファレンス参加や在宅移行のための連絡・調整など、医療的ケア児等の支援を総合調整</li> </ul>	
介護福祉士 	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅での食事介助や入浴介助等の生活支援や介護支援、通院支援</li> </ul>	介護事業所	
教育	教員 	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学や学校生活に関する相談</li> <li>子どもの発達やニーズに応じた教育</li> </ul>	幼稚園、小・中学校、 高等学校、特別支援学校
その他	区役所職員 	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスや制度、施設利用等についての説明や申請手続き</li> </ul>	区役所
	機器取扱業者 	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器の販売やレンタル、その後の点検訪問、不具合発生時の相談</li> </ul>	病院・診療所

## 2 医療的ケアとは

「医療的ケア」とは医師や看護師の指導のもと、本人や家族等が治療目的ではなく生活援助を目的として行う行為のことをさすよ。代表的な医療的ケアを紹介するね。



### 経鼻経管栄養

鼻から、胃や腸までチューブを通して、流動食や水分を入れることです。食べることが難しい子どもや、誤嚥による肺炎になりやすい子どもが安全に栄養をとるための方法です。



### 胃ろう

チューブで胃に直接栄養を送り込むための穴のことをいいます。なんらかの原因で、口から食べ物が食べられなくなった子どもや、食べ物が気管に入ってしまう(誤嚥)肺炎等を起こしやすい子どもが安全に食事をとるために胃ろうをつくります。



### 人工呼吸器

自分で呼吸をするのが難しい場合に使用します。24時間必要な子どもや寝るときだけ必要な子ども等、その子によって使い方が異なります。



### 導尿

なんらかの原因で尿が出せなくなったときに、尿道にチューブを入れて排尿を手助けすることです。



## 吸引(サクション)

自分で痰や鼻水を出したり、唾液を飲み込むのが難しい場合、吸引カテーテルを鼻、口、気管内に入れてそれらを取り除くことです。



## 気管切開

なんらかの原因で呼吸ができなくなったり、痰が出せなくなる等、苦しくなったときに、首の皮膚を切開して気管に穴を開け、その穴から「気管カニューレ」を挿入し、気道を確保する方法です。

## 酸素療法

なんらかの原因で酸素が十分にとりこめない子どものために、足りない酸素を補うことです。自宅では空気からつくる酸素濃縮器を置くことが多いですが、酸素ポンペを携帯することで、外出することもできます。



子どもに医療的ケアが必要なことがわかりました。一緒にお家で暮らしをしていくため漠然とした不安があります。誰に相談したらいいのでしょうか。

まずは多くの支援者や支援機関が子育てに関わってくれるということを知ってね。経験豊富な支援者がお家で安心して暮らしていくために必要なことを教えてくれたり悩みの解決策と一緒に考えてくれるよ。



## コラム 保健センターについて

保健センターの窓口では、妊娠・出産・子育てに関するご相談を保健師および助産師、栄養士、歯科衛生士の専門職でお受けします。

### ○子育てに関する相談

乳幼児期の相談・支援

各保健センターでは子育てのしにくさ、心理発達・発育等で気になることについて相談をお受けします(予約制)。



### ○すくすく赤ちゃん訪問

生後4か月未満の赤ちゃんがいるご家庭に、助産師・保健師などが伺います。育児の心配事へのアドバイスや、子育て支援情報等をお届けしています。また、産後のお母さんの体調の確認やご相談をお受けします。



### ○健康診査

4か月健診・1歳6か月健診・3歳児健診など、対象者に通知があり、各保健センターで実施しています。健診受診についてのお問い合わせは各保健センターへご連絡ください。



### ○小児健康相談・発達健診

お子さんの健康や発育・発達に関する相談や心配事に小児科医・保健師・栄養士・歯科衛生士が応じます。



### ○心理相談

ことばが遅い、落ち着きがないなどの相談に心理相談員が応じます。



【お問い合わせ先】お住まいの地域を管轄する各保健センター(→P28)

## 3

## お家に帰るまでの流れ

色々な人の助けを得られることがなんとなくわかり少しほっとしました。退院に向けて家族ができることはなんでしょうか？



在宅生活を開始するまでに家族が行うことを図にまとめたよ。次のページからしなちゃんの具体的な事例を通して紹介していくね。

入院中



病気を  
理解しよう

医療機器に  
慣れてみよう

お家の様子を  
考えてみよう

在宅  
移行期

医療的ケアを  
学ぼう

補装具  
日常生活用具

手帳  
助成手当

訪問薬局を  
探そう



家族の役割分担を  
考えてみよう

各種障害  
福祉サービス  
検討・申請

在宅  
移行後

24時間  
スケジュール  
調整



医療機器  
設置

事例  
紹介

# しなちゃん 1歳

3人家族(父、母、本人)

- ・1,800gで出生。生まれてすぐに
- ・口から母乳を飲むことができず、
- ・両親は出生直後から病状が安定
- ・生後6ヶ月で気管切開の手術を、
- ・生後9ヶ月で小児科に転科し、



出生

未熟児養育医療の申請  
医療費助成の申請

入院中

気管切開の手術

胃ろうの手術

在宅  
移行期



医師からお家に帰るためには気管切開と胃ろうの手術が必要だと言われました。

小さな身体にメスを入れることには抵抗があり、手術のリスクやメリット・デメリットについて医師と何度も話し合いました。

しなちゃんがより快適に生活できるようにと考えて気管切開と胃ろうの手術することに決めました。一度に手術することは負担がかかるので、体重が増えるのを待って、別々に手術を受けました。



NICUから小児科に転科して付き添い入院が始まり、医療的ケアの練習をしました。お父さんは必要な手続きのために何度も役所に足を運びました。診療所の看護師さんに同じような状況のお子さんを持ち、お家で生活している先輩ママを紹介してもらい、お話を聞くことで、お家に帰ってからの生活のイメージを持つことができました。



自分で呼吸することが難しく、NICUに入り、人工呼吸器を装着する。  
栄養を入れるためのチューブを鼻に入れる（経鼻経管栄養）。  
したら家に連れて帰りたいと思っていた。  
生後7ヶ月で胃ろうの手術を行った。手術を受けるために一時的に転院した。  
在宅で必要なケアを覚え、生後10ヶ月で在宅移行に至る。

小児慢性特定疾病医療費助成  
の申請



人工呼吸器を装着していることもあり、平日は毎日訪問看護をお願いすることになりました。訪問診療や訪問リハビリの先生もお家にきてくれます。最初はスケジュールを組むのが大変でしたし、沢山の人が出入りすることで気疲れしてしまうこともあります。日頃のちょっとした体調の変化もすぐに相談できるのは安心感があります。

訪問診療医、訪問看護ステーションの  
決定、試験外泊

身体障害者手帳を取得

日常生活用具、補装具、  
手当等の申請



しなちゃんが児童発達支援に通うようになり、お母さんは自由な時間を少し持てるようになりました。児童発達支援では様々な遊びや家族以外の人たちやお友達との触れ合いを経験できています。入院中には見られなかった表情や動きを見せてくれるようになり、ゆっくりではありますが発達や成長を見守れることに喜びを感じています。

退 院

在 宅  
移 行 後

## 4

## 医療機器と医療材料



お家にはいくつかの機器を持ち帰り、医療材料等を準備することになるよ。代表的なものをまとめたので参考にしなね。

病院によって取り扱いが異なりますが機器の殆どは病院から医療費による「レンタル」となります。小さな機器は家族が業者さんから「自費購入」するものもあります。レンタル品は販売代理店が定期的な点検や機器・消耗品の交換等をサポートしてくれます。



**医療機器** ※掲載されている機器は一例です。また、支給等の取り扱いは個々の状況により異なる場合があります。

名 称	内 容
<b>1. 人工呼吸器</b>  <span style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 2px;">レンタル</span>	気管切開をして使用する人工呼吸器療法(TPPV)と、気管切開をすることなく鼻マスク等を通して人工呼吸器を使用する非侵襲的人工呼吸器療法(NPPV)等があります。在宅人工呼吸器にはバッテリーが搭載されており、携帯して外出することができます。
<b>2. 加温加湿器</b> <span style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 2px;">レンタル</span> 	気管に送る空気を加温加湿することで痰が固くなるのを防止するため人工呼吸器に繋がります。より加湿の強い電熱線有タイプと無しタイプが存在します。
<b>3. パルスオキシメーター</b> <span style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 2px;">レンタル</span> <span style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">自費購入</span> <span style="color: red; font-weight: bold;">★</span> 	指や手足にセンサーをまきつけて酸素飽和度(SpO <sub>2</sub> )と脈拍数を測定するための装置。上限下限の設定に応じてアラームが鳴ります。健康な人の酸素飽和度は96～99%といわれています。写真のマシモ製Rad97は幅22.9cm、重さ1.36kg。その他、簡易式のクリップタイプもあります。
<b>4. 吸引器</b> <span style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">自費購入</span> <span style="color: red; font-weight: bold;">★</span> 	口腔内、のど(咽頭、喉頭)、鼻腔、気管、気管支等に溜まっている分泌物を体外に出します。写真右側の新鋭工業製パワースマイルKS-710は幅24.1cm、重さ約1.5kg。専用充電器でのフル充電約90分で、約30分のバッテリー運転が可能。
<b>5. 吸入器 (ネブライザー)</b> <span style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">自費購入</span> <span style="color: red; font-weight: bold;">★</span> 	痰を切れやすくするため等の目的で霧状になった水分や薬剤を吸入します。

★3、4、5は所得の状況次第で「日常生活用具給付事業」「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業」による給付を受けられる可能性があるため区役所にご相談ください(→p.18・19)。

名 称	内 容
<b>6. カフアシスト(排痰補助装置)</b> レンタル 	自分で咳をしたり、うまく痰が出せない場合に使用する機械。原理は、気道に陽圧をかけて肺に空気をたくさん入れた後に、陰圧で息を吐き出させることで、咳の介助(代用)をして、気道内分泌物を除去するのを助けます。繰り返し使用することで、肺の機能を向上させ、感染による肺炎等の肺合併症の予防にもつながります。医療保険上、人工呼吸器を使用している人のみが対象となります。
<b>7. 酸素濃縮器</b> レンタル 	十分に必要な酸素を取り込めない場合に室内空気より高い濃度の酸素を投与できる機器。火元近くに置かないように配置に留意する必要があります。1時間あたりO <sub>2</sub> 酸素を流すという設定ができます。3L器、5L器、7L器といったサイズがあります。写真の帝人製ハイサンソ3Sは幅約35cm、奥行約34cm、高さ約51cm、重さ17kg。
<b>8. 酸素ポンペ</b> レンタル 	酸素療法が必要で室内に酸素濃縮器を設置している場合も、外出の際は酸素ポンペを携帯します。火元近くに置かないように配置に留意する必要があります。
<b>9. バッグバルブ(アンビューバッグ)</b> 支給 自費購入 	鼻と口、気管口から空気・酸素を送り込むための手動の人工呼吸器具です。人工呼吸器を一時的に外す場合や呼吸が状態が悪いとき等の緊急時に使用します。小児用と成人用があります。成長に伴って見直す必要があります。
<b>10. 経腸栄養ポンプ</b> レンタル 	栄養剤等を正確かつ安定した速度で注入するために用いるポンプです。初めて経腸栄養を開始するとき等、下痢や嘔吐等を起こしやすいような場合に投与速度や投与量を調節したりすることで症状を軽減することが期待できます。なお15歳以上の場合は、医療保険上定められた特定の栄養剤を使用する場合にのみ使用できます。

## コラム 薬はまとめられる

日常的に、たくさんのお薬を服薬する必要があるお子さんが多いかもしれません。通院が困難な方に対しては、薬剤師さんが家を訪問し、お薬を届けてくれたり、お薬の相談を受けてくれる制度もあります。在宅に移行する過程では、一度に複数の粉薬を飲む場合等にまとめられるものを一包化してもらおうと手間がはぶけてとても助かります。薬局の選定と契約について退院前に病院に相談しましょう。同じ薬でも錠剤も粉もあったり服薬しやすいように調整できるものもあります。









医療材料が不足する場合は、病院やクリニックに相談してみてね。支給量の調整や医療機関から自費購入できることもあるよ。

※掲載されている医療材料・衛生材料は一例です。

また、支給等の取り扱いはいくつかの状況により異なる場合があります。

## 医療材料・衛生材料

名称	内容
<b>1. 経管栄養チューブ</b> 支給 	カテーテルに繋ぎ、栄養を入れるためのチューブ。医療機関から支給されます。胃ろうボタンを利用している場合は、外来受診時、もしくは訪問診療時に交換する場合があります。
<b>2. 気管カニューレ</b> 支給 	気管切開をした際に、気道を確保するために挿入する曲管のことで、気管カニューレは体になじみやすく耐久性のある素材で作られています。使い続けているうちに痰で閉塞しやすくなります。閉塞予防のために月に1～2回程度、外来もしくは訪問診療での定期的なカニューレ交換が必要となります。
<b>3. カニューレホルダー</b> 支給 自費購入 	入浴後等に毎日交換します。気管カニューレの抜去やずれを防ぎ頸に固定するための道具です。肌が敏感でかぶれやすい子はいろいろなメーカーの製品を試したり、手作りのものを使用されたりしています。
<b>4. カテーテル</b> 支給 自費購入 	病院では感染予防のため使い捨てですが、在宅では気管挿入は1日1本目安、口鼻用は週1本が目安で不潔になる前に交換するのが一般的です。吸引が終わったら、カテーテルについた痰をアルコール綿等で綺麗にふき取り、通し水をしっかり吸引上げてカテーテルの内側もきれいにし、蓋つきの容器で保管して次の使用に備えて清潔にしておきます。その他にも導尿用のカテーテルもあります。
<b>5. カテーテルチップ(シリンジ)</b> 支給 自費購入 	病院では使い捨てですが在宅では問題なく使える状態であれば数日繰り返し使用します。栄養や、薬剤の注入等、用途により大きさが違うカテーテルチップを使用します。
<p>繰り返し使用するとゴムがかたくなったり目盛りが消えてしまったりはよくある話。不足したら主治医に支給の相談をしてね。</p>	
<b>6. 人工鼻</b> 支給 	気管カニューレの先端または、呼吸器回路の途中にとりつけることで、鼻の代わりに呼気を加温・加湿し、ホコリを取り、気管や肺を保護するための器具です。人工呼吸器と加温加湿器を使っている子が、外出の際に加温加湿器の代わりに使用する場合があります。加温加湿器をつけた状態で人工鼻をつけると目詰まりを起こし窒息の危険性があるため絶対に併用しません。



# 5

## 災害対策

いざという時に備え、日頃から地域の方と積極的にコミュニケーションを取りましょう。自家発電装置などの準備も大切です。また、日頃から水・非常食・薬などの用意や災害情報の取得方法を確認しましょう。



### 1) 在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画作成の相談

在宅で人工呼吸器を使用されている方に災害時の備えをまとめた災害時個別支援計画を作成しています。

担当:お住いの地域を管轄する各保健センター(→P28)

### 2) 非常用電源の確保

在宅で人工呼吸器を装着している障害者(難病対象者を含む)で、品川区災害時個別支援計画を作成した方を対象に、災害時でも安心して日常生活を送るために必要な非常用電源装置等の購入に係る費用を助成します。

担当:障害者支援課障害認定事務係(電話5742-6710 FAX3775-2000)

### 3) 高齢者等の家具転倒防止対策助成事業

高齢者、障害者の世帯に家具転倒防止器具の購入費と取付費を助成します。

対象世帯、助成の内容等の詳細はお問い合わせください。

担当:高齢者地域支援課高齢者住宅担当(電話5742-6735 FAX5742-6882)

### 4) 東京電力パワーグリッド株式会社への登録

停電により人命に影響を及ぼすおそれのある在宅医療機器をご使用の方を対象に、事前に必要な情報を登録することで、停電発生状況や復旧見通し等を個別に連絡をもらえるサービスです。

電話番号: 0120-995-007 / 03-6375-9803 (有料) 0120 をお使いになれない場合

受付時間: 月～土 9:00～17:00 (日・祝日、年末年始を除く)

※停電等緊急のご用件については、全日24時間対応可能。

## 6

## 各種制度の紹介

医療費の助成や手当、それから福祉サービスを利用するのに区役所や保健センターで申請手続きが必要だと聞きました。仕事の合間をぬって対応するので、できるだけ効率よく手続きしたいです。



医療的ケア児が利用可能な制度や手当について次のページにまとめているので、内容や申請時期を確認するのに活用してね。一部の制度や福祉サービスを利用するためには障害者手帳の取得が必要になるよ。

## 障害者手帳の種類

	① 身体障害者手帳	② 愛の手帳 (療育手帳)	③ 精神障害者 保健福祉手帳
対象	身体に障害のある方 (視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能)	知的障害のある方	精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活に障害がある方
程度	1-6級	1-4度	1-3級
お問い合わせ	障害者支援課障害認定事務係 TEL 03-5742-6710 FAX 03-3775-2000	【18歳未満】 品川区児童相談所 TEL 03-6712-8261 FAX 03-6712-8273 【18歳以上】 東京都心身障害者福祉センター TEL 03-3235-2961	お住まいの地域を管轄する各保健センター (→p.29)

疾患によっては0歳児でも身体障害者手帳を取得できる場合があります。なるべく早く主治医に相談し申請するとよいでしょう。診断内容や年齢にもよりますが申請から交付までに1ヶ月半程度かかります。



# 手当・医療費助成等一覧

※所得により制限や重複して受けられないものがあります。詳細はお問い合わせください。

## 医療費の助成

名称	対象	内容
子どもすこやか医療費助成	健康保険に加入している18歳の誕生日以後の最初の3月31日までの児童	医療機関等で診療を受けた時、保険診療のうち自己負担分を区が助成する制度
ひとり親家庭等医療費助成	18歳の誕生日以後の最初の3月31日までの対象児童(中度以上の障害がある場合は20歳未満)を養育している方 ○父母が離婚した児童 ○母が婚姻によらないで出生した児童 ○父または母が死亡または生死不明の児童など ※その他にも対象要件あり	各種健康保険法の定めによる医療費の自己負担分の一部または全部助成 ○住民税課税世帯：1割自己負担 ○住民税非課税世帯：自己負担なし ※医療証が利用できなかったときなどは医療費の払い戻しの手続きがあります。
心身障害者(児)医療費助成	申請時に65歳未満で次のいずれかに該当する方 ○身体障害者手帳1・2級(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓の機能障害は1～3級) ○愛の手帳1・2度 ○精神障害者保健福祉手帳1級	医療費の自己負担分を助成 ○住民税課税者：1割自己負担 ○住民税非課税者：自己負担なし ※医療費助成を取り扱っていない医療機関で受診した場合は、後日、医療助成費支給申請書と領収書の原本提出による償還払いの制度があります。
自立支援医療(更生医療)	18歳以上で、身体障害者手帳をお持ちの方 ※障害部位により、東京都心身障害者福祉センターで判定を受ける必要があります。	障害の程度を軽くしたり、取り除いたり、障害の進行を防いだりする医療費の自己負担分を給付します。 自己負担：原則1割 ただし、所得に応じた1か月の負担に上限額があります。
自立支援医療(育成医療)	18歳未満で、障害や病気を有する方、またはこれをそのままにすると、体に障害が残るおそれのある方で、手術等によって障害の改善が見込まれる方。対象となる障害や病気があります。	指定医療機関において医療保険を使って治療した場合の自己負担分を助成。 ただし、保護者の住民税(所得割)および患者の障害等により負担上限額が設定されています。
難病の医療費助成	国や東京都が指定した難病にかかっていて、治療を受けている方の医療費を助成します。	認定された難病に係る医療費の一部助成。
特殊医療の医療費助成	人工透析を受けている方、先天性血液凝固因子欠乏症等にかかっている方の医療費を助成します。	認定された疾病に係る医療費の一部助成。
小児慢性特定疾病の医療費助成	18歳未満の方(引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満まで延長可能)で、小児慢性特定疾病医療支援事業の対象疾病に罹患し、かつ、別に定める認定基準に該当する方	認定された疾病に係る医療費の一部助成。
未熟児養育医療の給付	入院治療が必要な未熟児に対する医療費助成。対象となる方 1.出生時の体重が2,000グラム以下の赤ちゃん 2.1以外の乳児で、生活力が特に弱く下記の症状がある赤ちゃん ・けいれん、運動異常 ・体温が摂氏34度以下 ・強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常 ・くり返す嘔吐など消化器の異常 ・強い黄疸	医療保険を適用した場合の自己負担分の助成。

※内容等は変更する場合があります。

所得制限の有無	申請時期	0歳	1歳	小学校	中学校	高校	18歳	20歳	お問い合わせ	
なし	出生や転入後すみやかに	→								子育て応援課 手当医療助成担当 (品川区役所 本庁舎7階) TEL03-5742-9174 FAX03-5742-6387
あり	受給資格該当後すみやかに	→						→		
あり	障害者手帳交付時、転入時、所得超過解消時等	→								障害者支援課 障害給付事務係 (品川区役所 本庁舎3階) TEL03-5742-7858 FAX03-3775-2000
あり	治療を行う前						→		障害者支援課 障害認定事務係 (品川区役所 本庁舎3階) TEL03-5742-6710 FAX03-3775-2000	
あり	随時 原則入院・通院前	→								お住まいの地域を管轄する 各保健センター(→P29)
なし	受給資格該当後すみやかに	→								
なし	受給資格該当後すみやかに	→								
なし	受給資格該当後すみやかに	→						→		
なし	随時	→								



## 手当・年金等

※所得により制限や重複して受けられないものがあります。詳細はお問い合わせください

名称	対象	内容
障害者福祉手当 (区制度)	【第1種手当】申請時に20歳以上65歳未満で、身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方 【第2種手当】申請時に65歳未満で、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、難病に罹患している方、戦傷病者手帳特～4項症の方、精神障害(精神障害者保健福祉手帳1級等)の方	【第1種手当】15,500円/月 【第2種手当】8,500円/月 (※)児童育成手当に該当する方は対象になりません。
東京都重度心身障害者手当 (都制度)	65歳未満で常時介護を必要とする方(手帳取得の有無とは別に、障害の判定は、東京都心身障害者福祉センターで実施)	60,000円/月
特別障害者手当(国制度)	20歳以上で常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の方	30,450円/月
障害児福祉手当(国制度)	20歳未満の児童で常時介護を必要とする状態にある在宅の方	16,560円/月
児童手当	高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方	○3歳未満 15,000円/月 ○3歳以上高校卒業(第1・2子) 10,000円/月 ○0歳から高校卒業(第3子以降) 30,000円/月 ※第3子以降とは、22歳(22歳の誕生日後の最初の3月31日まで)までの養育(経済的に負担)している児童のうち、3人目以降の児童のことをいいます。
児童扶養手当	次のいずれかに該当する18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童(ただし、母子・父子家庭で身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度程度(3度程度は特別児童扶養手当認定者)の障害を持つ児童は20歳未満)を養育している方 ○父母が離婚した児童 ○母が婚姻によらないで出生した児童 ○父または母が死亡または生死不明の児童など ※その他にも対象要件あり	○児童1人 全部支給:48,050円/月 一部支給:48,040～11,340円/月 ○児童2人目以降(1人につき)の加算額 全部支給:11,350円/月 一部支給:11,340～5,680円/月 加算
特別児童扶養手当	20歳未満の児童を養育している方で、児童がいずれかに該当する場合 ○身体障害者手帳1～3級程度の児童、下肢4級の一部の児童 ○愛の手帳1～3度程度の児童 ○精神障害もしくは内部障害により日常生活に著しい制限を受ける児童など	○重度障害児(1級) 58,450円/月 ○中度障害児(2級) 38,930円/月
児童育成手当・障害手当 (区制度)	20歳未満の児童を養育している方で、児童がいずれかに該当する場合 ○身体障害者手帳1～2級程度の児童 ○愛の手帳1～3度程度の児童 ○脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童	15,500円/月
児童育成手当・育成手当 (区制度)	18歳の誕生日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方 ○父母が離婚した児童 ○母が婚姻によらないで出生した児童 ○父または母が死亡または生死不明の児童など ※その他にも対象要件あり	13,500円/月
障害基礎年金 (国民年金)	病気やけがで一定の障害状態にある方	障害年金が支給される障害の程度は政令で定められており、障害者手帳の有無とは直接関係はありません。
心身障害者扶養共済制度	加入者(障害者の保護者)の年齢:65歳未満 障害者本人の手帳:身体障害者手帳1～3級、知的障害者、上記と同程度程度の精神または身体に永続的な障害を有する方	障害者の保護者に万一のことがあった場合、終身一定額の年金を支給する制度です。

さい。 ※内容等は変更する場合があります。

所得制限の有無	申請時期	0歳	1歳	小学校	中学校	高校	18歳	20歳	お問い合わせ
あり	手帳交付時、転入時、所得超過解消時、20歳到達時等	→							障害者支援課 障害給付事務係 (品川区役所 本庁舎3階) TEL03-5742-7858 FAX03-3775-2000
あり	随時	→							
あり	随時	→							
あり	随時	→							
なし	出生や転入から15日以内	→							子育て応援課 手当医療助成担当 (品川区役所 本庁舎7階) TEL03-5742-6721 FAX03-5742-6387
あり	受給資格該当後すみやかに	→							
あり	受給資格該当後すみやかに	→							
あり	受給資格該当後すみやかに	→							
あり	受給資格該当後すみやかに	→							
あり	原則、20歳の誕生日前日から(初診日によって異なる可能性があります)	→							
なし	随時	→							障害者支援課 障害給付事務係 (品川区役所 本庁舎3階) TEL03-5742-7858 FAX03-3775-2000



## その他の制度等

※他にもありますので、詳しくは障害者福祉のしおり等をご覧ください。

名 称	対 象
補装具費の支給	身体障害者手帳の交付を受けた方または難病等の方 ○視覚障害 視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡 ○聴覚障害 補聴器等 ○肢体不自由 義手、義足、装具、姿勢保持装置、車いす、歩行器等 ○内部障害 車いす
日常生活用具	身体障害者手帳の交付を受けた方または難病等の方(※種目に応じて対象者や給付限度額が決まっているため、給付を希望される方はあらかじめご相談ください。)
住宅設備改善費の給付	【中規模改修】 学齢児以上65歳未満で、下肢または体幹の障害に係る障害の程度が2級以上の者および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 【屋外移動設備】 学齢児以上で、上肢、下肢または体幹の障害を有する歩行不能な者で、かつ障害の程度が1級の者および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 【昇降機】 6歳以上65歳未満で、下肢または体幹に係る障害の程度が2級以上の者
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	対象となる方 1.品川区内に住所を有する方 2.小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた方 3.児童福祉法、障害者総合支援法等で同様の用具給付制度の対象となっていない方 4.在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具の給付を必要とする方
紙おむつなどの支給	対象となる方 1.身体障害者手帳をお持ちの方で、下肢障害、体幹機能障害の方 2.愛の手帳をお持ちの方(3歳以上の方)
福祉タクシー・自動車燃料費助成券の交付	対象となる方 下肢・体幹機能障害1～3級、視覚障害1・2級、内部障害1級、愛の手帳1・2度
介護タクシー利用補助券の交付	対象となる方:次のすべてに該当する方。 (1)「福祉タクシー・自動車燃料費助成券」の交付を受けている方 (2)身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が次のいずれかに該当する方 ・下肢・体幹機能障害1～3級・視覚障害1・2級・内部障害1級 (3)外出時の移動に車いす、ストレッチャー等を使用し、介護タクシーを利用する方 ※対象は車いす・ストレッチャー等を使用した状態でそのまま介護タクシーに乗車する方
リフト・寝台付福祉タクシーの運行	区内に住所のある方で、車椅子を利用している方、または寝たきりの状態の方。
福祉タクシー・自動車燃料費助成券の交付(医療型短期入所利用者)	外出困難な医療的ケア児者等で次のいずれかの記載がある障害福祉サービス受給者証が交付されている方 (1)短期入所障害者医療型(療養介護) (2)短期入所障害者医療型(その他) (3)短期入所障害児医療型(重心・医ケア) (4)短期入所障害児医療型(その他)

※所得により制限や重複して受けられないものがあります。詳細はお問い合わせください。  
 ※令和8年1月1日現在のものになります。内容等は変更する場合があります。

内容	所得制限の有無	申請時期	お問い合わせ
日常生活や就学・就労のために身体機能を補完・代替する補装具を製作・修理等する場合、補装具費を支給。自己負担：原則1割(所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。)ただし、基準額を超えて購入や修理等を行う場合は、超えた額は利用者の負担となります。	18歳未満なし 18歳以上あり	補装具の製作・修理等の前	障害者支援課 障害認定事務係 (品川区役所 本庁舎3階) TEL03-5742-6710 FAX03-3775-2000
日常生活を容易なものにするため、一定の基準により用具費等を支給。自己負担：原則1割(所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。)	18歳未満なし 18歳以上あり	用具の購入前	
在宅の心身障害者(児)の日常生活を容易なものにするため、在宅設備改善に要する費用を給付。自己負担：原則1割(利用者のいる世帯の所得に応じて4区分の月額上限額を設定して決定します)※給付は、種目ごとに一世帯1回のみとなります。	あり	設備改善実施前	
車いす、特殊寝台、電気式たん吸引機等の日常生活用具を給付。ただし、扶養義務者の所得に応じて、費用の一部を負担していただくことがあります。	あり	用具の購入前	保健予防課 保健予防係 (品川区役所 本庁舎7階) TEL03-5742-7846 FAX03-5742-6013
在宅で紙おむつを必要とする方に、月1回、ご指定の住所へ配達いたします。	なし	手帳交付時、転入時等	社会福祉法人 品川区社会福祉協議会 品川区大井1-14-1 大井1丁目共同ビル2階 TEL03-5718-7171 FAX03-5718-7170
3,500円/月を助成券を交付。区が委託したタクシー業者または区内の契約ガソリンスタンドで利用できます。	なし	手帳交付時、転入時等	<申請の窓口・制度のご案内> 障害者支援課 障害者支援係 (品川区役所 本庁舎3階) TEL03-5742-6707 FAX03-3775-2000
介護タクシー利用料金の一部(予約料、迎車料、基本介助料)を補助する「介護タクシー利用補助券」を交付します。月あたり4枚 ※利用補助券は、区と契約した介護タクシーに乗車した際、1枚につき乗車1回にあたり発生する予約料・迎車料・基本介助料を無料とします。	なし	手帳交付時、転入時等	<交付の窓口> 品川区社会福祉協議会 品川区大井1-14-1 大井1丁目共同ビル2階 TEL03-5718-7171 FAX03-5718-7170
送迎料金とタクシーメーター運賃額で利用できます。身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方は、提示により運賃が1割引になります。	なし	手帳交付時、転入時等	<制度のご案内> 障害者支援課 障害者支援係 (品川区役所 本庁舎3階) TEL03-5742-6707 FAX03-3775-2000 <利用申込先> 機ゆうけあらーず(あんしんサポートタクシーサービス) TEL03-3787-0006
医療型短期入所を利用する際のタクシーの利用料金または自動車燃料費の一部を助成する助成券を交付します。(月20,000円交付)。区が委託したタクシー業者または区内の契約ガソリンスタンドで利用できます。	なし	受給者証交付時	<申請の窓口・制度のご案内> 障害者支援課 障害者相談支援担当 (品川区役所 本庁舎3階) TEL03-5742-6711 FAX03-3775-2000 <交付の窓口> 品川区社会福祉協議会 品川区大井1-14-1 大井1丁目共同ビル2階 TEL03-5718-7171 FAX03-5718-7170



## 7

## 福祉サービスについて



医療的ケア児とご家族が安心して自宅で生活するために必要な支援を紹介するね。



医療保険 	障害者 総合支援法 	児童福祉法 	その他
訪問診療	居宅介護	児童発達支援	移動支援
訪問看護		放課後等 デイサービス	在宅レスパイト・ 就労等支援事業
訪問リハビリ		保育所等訪問支援	在宅重症 心身障害児(者)等 訪問事業
訪問歯科	短期入所 (ショートステイ)	居宅訪問型 児童発達支援	日中一時支援
在宅患者訪問 薬剤管理指導	相談支援		巡回入浴サービス

## 障害者総合支援法サービス利用の流れ

サービス利用には受給者証の取得が必要です。

対象者：障害者手帳、診断書等をお持ちのお子さん



※利用料の1割自己負担が原則となりますが世帯の所得に応じて負担上限額が定められています。

## 居宅介護

居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護並びに生活等に関する相談および助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

## 短期入所(ショートステイ)

居宅で介護する人が病気やレスパイトが必要な場合など、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

## 相談支援

障害のある方たちが自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援等、全般的な相談支援を行います。

## 移動支援

**対象者:**原則として小学生以上で身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者または難病にり患している方で「外出時に移動が困難である方」または「外出時に支援を要する状態にある方」と認められた方。

\*通学等支援の為の移動支援は親の障害、疾病、就労等の事由によって学校の送迎が困難な場合に限り利用できます。

**内 容:**外出の際の移動を支援します。

※利用料の1割自己負担が原則となりますが世帯の所得に応じて負担上限額が定められています。

## 児童福祉法サービス利用の流れ(障害児通所支援)

サービス利用には受給者証の取得が必要です。

**対象者:**心身の発達に遅れや障害があるお子さん

施設探し  
見学

申請  
(区役所)

計立案  
作成

支給決定  
(受給者証交付)

計画  
作成

事業所と  
契約

利用  
開始



こどもの療育で多くの医療的ケア児が通所サービスを利用して  
いるよ。たくさんの人に関わってもらうことでこどもたちの世界  
も広がるね。



### 児童発達支援

未就学の障害のあるお子さんを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の獲得支援、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

### 放課後等デイサービス

就学している障害のあるお子さんを対象に、学校終了後または学校休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

### 保育所等訪問支援

障害児が集団生活を営む施設(保育園、幼稚園等)に指導員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

### 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害児で、外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の獲得支援等必要な支援を行います。

医療的ケア児に対応可能な区内の通所事業所をお探しの際には品川区子ども発達支援ガイドブックを参照すると便利です。

利用については個別に事業所へご相談いただくことをお勧めします。



### 品川区子ども発達支援ガイドブック

お子さんの発達について「相談したい」「サービスを利用するための手続きを知りたい」「区内の社会資源を知りたい」などの声に応えるため、関係機関やサービス事業所の情報を簡潔にまとめた冊子です。



### 先輩ママパパの声



ショートステイや在宅レスパイト・就労等支援事業を有効に使いましょう！はじめは預けることに罪悪感も感じましたが、今では子どもにとってもいろんな人との関わりは良いことだと思い、積極的に福祉サービスを利用しています。

## その他のサービス

### 在宅レスパイト・就労等支援事業

対象者：1 医療的ケアがある重症心身障害児(者)<sup>(※1)</sup>

2 医療的ケアがある在宅の障害児(者)

下記「医療的ケアの内容」の①～⑫に該当する障害児(者)

- ① 人工呼吸器管理(毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン、NIPPV、CPAP等を含む)
- ② 気管内挿管または気管切開 ③ 鼻咽頭エアウェイ ④ 酸素吸入 ⑤ 痰の吸引(1日6回以上)
- ⑥ ネブライザー(1日6回以上の使用または継続使用) ⑦ 中心静脈栄養(IVH)
- ⑧ 経管(経鼻または胃ろうを含む) ⑨ 腸ろうまたは腸管栄養 ⑩ 継続する透析(腹膜灌漑を含む)
- ⑪ 定期導尿(1日3回以上)(人工膀胱を含む) ⑫ 人工肛門

**内容：**日常的に医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)等の自宅等に看護師を派遣し、一定時間の医療的ケアおよび療養上の介助を行うことで、家族等の介護負担を軽減します。

※1 愛の手帳1・2度程度かつ身体障害者手帳1・2級程度(歩行困難な程度)が重複しており、18歳未満の時にその状態になった方

※ 世帯の所得に応じて自己負担があります。

#### お問い合わせ

(障害者総合支援法および児童福祉法サービス、移動支援、在宅レスパイト・就労等支援事業)  
障害者支援課障害者相談支援担当 TEL 03-5742-6711、FAX 03-3775-2000

### 在宅重症心身障害児(者)等訪問事業

対象者：東京都内に住所を有し、在宅で生活をする重症心身障害児(者)及び医療的ケア児

**内容：**ご家族が安心してお子さんの在宅療養に当たれるよう、看護師がご家庭を訪問し(週1回)、健康管理や看護技術指導、療育に関する相談等の支援を行います。退院予定の方は入院中から申請できます。

#### お問い合わせ

お住いの地域を管轄する各保健センター(→p.28)

## 8

## 保育園・幼稚園・学校等について

## 保育園・認定こども園

- 【受入れ園】区立0歳児園、一部の私立園  
 【保育時間】平日(月～金)8:30～17:15 その他の時間は相談  
 【入園申請】随時受け付け  
 【対象ケア項目】・たん吸引 ・インスリン療法 ・経管栄養 ・在宅酸素療法  
 ・導尿 ・ネブライザー ・午睡中のみ使用する人工呼吸器  
 ・人工肛門 ・その他は個別に相談

## 【相談から入園まで】



## 幼稚園

- 【受入れ園】区立幼稚園  
 【教育時間】平日(月～金)9:00～14:00(水曜日は～12:00)  
 預かり保育を利用の場合8:30～17:15 その他の時間は相談  
 【入園申請】随時受け付け  
 【対象ケア項目】・たん吸引 ・インスリン療法 ・経管栄養 ・在宅酸素療法  
 ・導尿 ・ネブライザー ・人工肛門 ・その他は個別に相談

## 【相談から入園まで】



## 居宅訪問型保育 児童のご自宅に保育者が訪問し、1対1で保育を提供する事業です。

- 【対象児】保育の必要性があり、集団保育が著しく困難であると認められた未就学児(運営事業者による面談等の事前審査が必要です。)  
 【保育時間】平日(月～金)8:00～18:00の中で最長8時間  
 【運営事業者】NPO法人フローレンス(TEL 03-6811-0907)

問い合わせ先 保育施設運営課保育・教育担当(特別支援) TEL 03-5742-7857 FAX 03-5742-9178

## 就学相談

お子さん一人一人の教育的ニーズに合った助言を基本理念として、最も適した「学びの場」を保護者の皆様と相談しながら決めていく就学相談を行っています。

都立特別支援学校への入学や、就学時より区立学校での医療的ケア看護師の配置を希望する場合もお申込みが必要です。

【申込時期】 小学校に入学する前年の3月下旬から10月中旬までを予定しています。

【受け入れケア項目】 ・たん吸引 ・経管栄養 ・導尿 ・人工肛門  
・血糖値測定およびその後の処置 ・酸素療法  
上記以外は個別に検討

※区立学校に在学中で、医療的ケア看護師の配置を希望する場合は、在学の学校へご相談ください。

【相談から学校決定まで】 ※個別の状況に配慮して、下記とは異なる流れになる場合があります。



【申込方法】 電子申請

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kodomo/kodomo-gakkou/kodomo-gakkou-nyugaku/hpg000027958.html> >>>

【問い合わせ先】 教育総合支援センター 特別支援教育担当

TEL 03-5740-8202 FAX 03-3490-2007



就学相談HP

## コラム きょうだいとのかかわり

上の子どもたち2人が、こども園、学校へ行っている日中は、三女(医療的ケア児)のことを最優先にしています。上の子どもたちが帰宅してからは上の子どもたちを優先するようにしています。もちろん三女への必要なケアは優先していますが、栄養の時間を少しずらしたり、「ちょっと待ってね」ということもあります。

3人の子どもたち1人1人との時間を、大切にしています。「今日は長女とママ2人でおでかけ」「今日は次女の習い事にママと2人で行く」など、極力きょうだい皆平等に接する事を心がけています。

また、こどもたちに対して嘘やごまかしは言わないようにしています。「三女がまた入院してママは付き添いでいなくなっちゃうの?」と言われることはありますが、「もう入院はしないよ」など、その場でごまかすことは言いません。「ママにも分らないけど、また入院する事もあるかもしれないよ」と正直に伝えます。「泣いてもいいよ」「テレビ電話もできるよ」「病院に来てくれたら少しの時間なら会えるよ」「祖父母の家にお泊りする?」など、その時のさびしさをどのように解消しようかという相談をするようにしています。



Q1

## 自宅での生活を送る中で困ったときの相談は誰にすればよいですか？

A. お子さん・ご家族の体調面に関する相談や医療的ケアの手技等、在宅療養に関する細かい相談は、かかりつけの病院スタッフや訪問看護師等が対応してくれます。また、お子さんやきょうだいの発育・発達等の育児全般や今後の生活等の相談は、保健センターの保健師が対応してくれます。障害福祉サービス等の利用に関する相談は、相談支援専門員が対応してくれます。また、医療的ケア等コーディネーターにも相談できます。

### ●医療的ケア児等コーディネーターとは？

医療的ケア児とその家族および支援者等からの相談に応じ、「医療的ケア児等や家族からの相談」「障害福祉サービス等の情報提供」「ライフステージに応じた生活支援」など、医療・福祉・教育等の関係機関との調整などを行なう役割を担っています。

### ●連絡先

インクルーシブひろばベル(品川区立大原児童発達支援センター内)

電話 03-6426-6103 FAX 03-6426-6104

URL <https://nursery.cocofump.co.jp/shinagawa-child-development-support/bell/>

住所 品川区戸越6-16-1

受付時間 月曜から金曜日(土日・祝日・年末年始除く)

午前9時から午後6時まで



Q2

## 呼吸器のトラブルはどのように解決すればよいですか？

A. 人工呼吸器に異常があった場合は、かかりつけの医療機関もしくは、使用者の身体への影響がなく、かつ機器の軽微トラブルだと分かる場合は、人工呼吸器点検業者に連絡する場合があります。迷う場合は医療機関に相談しましょう。

### Q3 おでかけや旅行はできますか？

A. もちろんできます。飛行機や船に乗ってテーマパークに遊びに行ったり、家族風呂のある温泉旅館に宿泊したり、旅行を楽しむご家族は沢山いらっしゃいます。医療機器を機内に持ち込むための書類や、旅行先での万が一に備えて診療情報提供書等の準備もできるので、旅行前に主治医に相談するとよいでしょう。

荷物が多くて大変と思われるときは、コンパクトなパルスオキシメーターや吸引器を購入したり(場合によっては公費補助の対象になります)、宿泊先に荷物を配達しておく等の工夫で外出が楽になります。

### Q4 自分が体調を崩した場合、妊娠・出産時に通院や入院をしなくてはならなくなった場合、どうすればいいですか？

A. お子さんの医療的ケアを担っているご家族の方が体調を崩してしまった場合、誰かにケアを代わってもらわなくてはなりません。日中の短時間の通院であれば、自宅における訪問看護を利用することができます。ケアを担っているご家族の方が入院することになった場合、短期入所(ショートステイ)の利用が可能です。短期入所(ショートステイ)の利用につきましては、医療的ケアを必要とするお子さんが利用できる事業所に限りがあります。また、事前に契約を済ませておく必要がありますので、いざというときに困らないために早めに利用に向けて準備しておくことをお勧めします。

### Q5 障害のあるお子さんの子育てをしている他の家族と知り合う方法はありますか？

A. 同じ状況のお子さんをもつご家族から、直接経験談等を聞いてみたい場合は、お子さんが入院中であれば、担当の看護師や医療ソーシャルワーカーに、また担当の保健師・相談支援専門員に紹介してもらえるか相談してみましょう。Q1の「インクルーシブひろばベル」は医療的ケアが必要なお子さんや重症心身障害のあるお子さんも無理なく遊んだり安心して食事をしたりできるよう設備や環境を整えています。医療的ケアに配慮した体制のもと経験のあるスタッフが対応しており日常の不安や悩みについても相談できる場となっています。医療的ケア児、重症心身障害児を中心に障害の有無に関わらず地域の子どもたちと一緒に過ごせるインクルーシブなひろばとして日常的な利用のほか、さまざまなイベント等も行っています。

# 10 相談窓口一覧



## 医療的ケア児について全般

担当窓口	相談内容	連絡先
品川区立大原児童発達支援センター インクルーシブひろばベル	医療的ケアが必要なお子さんの子育て等に関する内容について、看護師や保育士、医療的ケア児等コーディネーター等が専門的な立場から相談に応じています	TEL 03-6426-6103 FAX 03-6426-6104

## 医療的ケア児の子育てや療養に関すること

担当窓口	相談内容	連絡先
品川保健センター (北品川3-11-22)	子育てや子どもの発育・発達、療養生活等の相談及び支援 重度心身障害児(者)等訪問事業 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業等の相談	TEL 03-3474-2904 FAX 03-3474-2034
大井保健センター (大井2-27-20)		TEL 03-3772-2666 FAX 03-3772-2570
荏原保健センター (西五反田6-6-6) ※令和8年5月7日より以下に変更 (荏原2-9-6)		TEL 03-5487-1311 FAX 03-5487-1320 ※令和8年5月7日より以下に変更 TEL 03-3788-7016 FAX 03-3788-7900

## 愛の手帳に関すること

担当窓口	相談内容	連絡先
品川区児童相談所	【18歳未満】愛の手帳に関すること	TEL 03-6712-8261 FAX 03-6712-8273
東京都心身障害者福祉センター	【18歳以上】愛の手帳に関すること	TEL 03-3235-2961

## 障害福祉サービス等に関すること

担当窓口	相談内容	連絡先
障害者支援課 障害者相談支援担当	障害児通所支援、居宅介護、短期入所、移動支援、在宅レスパイト・就労等支援事業等に関する相談	TEL 03-5742-6711 FAX 03-3775-2000
障害者支援課 障害認定事務係	日常生活用具、住宅設備改善費の給付、補装具費の支給、身体障害者手帳に関する相談	TEL 03-5742-6710 FAX 03-3775-2000

おすすめの  
ウェブサイト

- 品川区 障害者福祉のしおり  
<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kenkou/kenkou-syogai/hpg000029706.html>
- 東京都医療的ケア児支援ポータルサイト  
[https://www.fukushi1.metro.tokyo.lg.jp/Medical-Care\\_Children\\_Support/](https://www.fukushi1.metro.tokyo.lg.jp/Medical-Care_Children_Support/)

## 医療費や手当に関すること

担当窓口	相談内容	連絡先
障害者支援課 障害給付事務係	障害者福祉手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、重度心身障害者手当、心身障害者扶養共済制度、心身障害者(児)医療費助成	TEL 03-5742-7858 FAX 03-3775-2000
障害者支援課 障害者支援係	福祉タクシー・自動車燃料費助成券、リフト・寝台付タクシー等に関する相談	TEL 03-5742-6707 FAX 03-3775-2000
子育て応援課 手当医療助成担当	児童手当・特別児童扶養手当・児童育成手当・子どもすこやか医療費助成等に関する相談	TEL 03-5742-9174 (医療・ひとり親手当等) TEL 03-5742-6721 (児童手当) FAX 03-5742-6387
国保医療年金課 国民年金係	障害基礎年金に関する相談	TEL 03-5742-6683 FAX 03-5742-6876
品川保健センター 保健事業係	小児慢性特定疾病医療費助成 自立支援医療(育成医療)	TEL 03-3474-2225 FAX 03-3474-2034
大井保健センター 保健事業係	精神保健福祉手帳 に関する相談	TEL 03-3772-2666 FAX 03-3772-2570
荏原保健センター 保健事業係		TEL 03-5487-1314 FAX 03-5487-1320 ※令和8年5月7日より以下 に変更 TEL 03-3788-7013 FAX 03-3788-7900

## 保育園・区立幼稚園に関すること

担当窓口	相談内容	連絡先
保育入園調整課 入園相談担当	申し込み方法等に関する相談	TEL 03-5742-6725 FAX 03-5742-6350
保育施設運営課 保育・教育担当(特別支援)	入園に関する相談	TEL 03-5742-7857 FAX 03-5742-9178

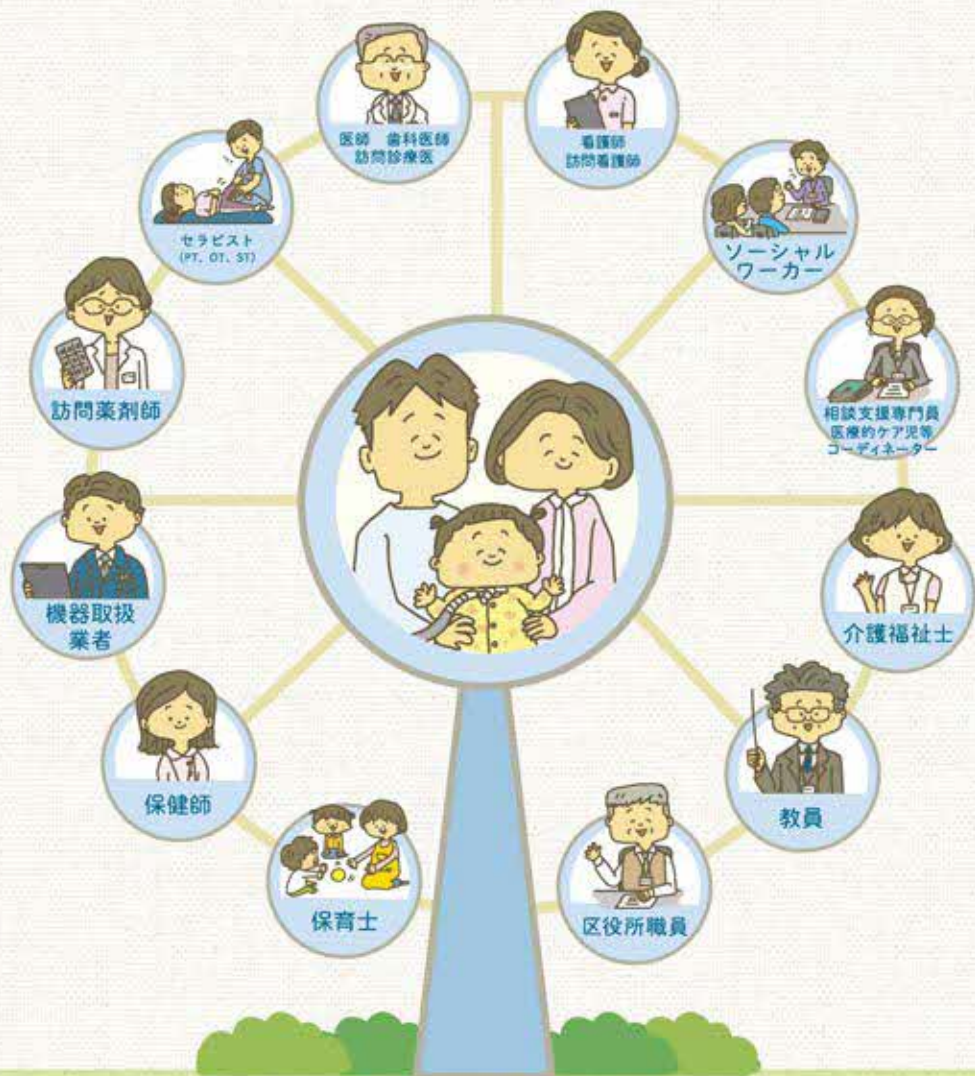
## 学校・すまいるスクールに関すること

担当窓口	相談内容	連絡先
教育総合支援センター 特別支援教育担当	就学相談や特別支援教育に関する相談	TEL 03-5740-8202 FAX 03-3490-2007
子ども育成課子どもの居場所担当(すまいるスクール)	すまいるスクール(各小学校・義務教育学校内で放課後や土曜日、夏休みなどに児童が過ごせる場所)に関する相談	TEL 03-5742-6596 FAX 03-5742-6351

## その他の相談窓口

担当窓口	相談内容	連絡先
品川区立品川児童学園 子ども発達相談室	概ね18歳までのお子さんを対象にした発達に関する相談窓口です。お子さんの発達状況や特性を保護者の方と一緒に確認し、お子さんに関する理解を深めます。※予約制です。	TEL 03-6718-4460 FAX 03-6718-4465
東京都立 北療育医療センター 城南分園	運動などの発達に心配のあるお子さんや18歳以上の重症心身障害者の方へ、外来診療・児童発達支援(通園)・生活介護(通所)・保育所等訪問支援事業といった医療・療育を提供する東京都の施設。	TEL 03-3727-0521 FAX 03-3726-7816
東京都医療的ケア児 支援センター 区部(東京都立大塚病院 内)	医療的ケア児・者やその家族・支援者・市区町村・関係機関等を対象とする相談窓口で、心身の状況に応じた適切な支援につなげます。	TEL 03-3941-3221
品川区社会福祉協議会	紙おむつの支給	TEL 03-5718-7171 FAX 03-5718-7170





令和8年(2026年)3月発行

原案提供:一般社団法人スベサポ

イラスト:池田蔵人

協賛:東洋株式会社

■編集・発行

品川区福祉部障害者支援課

品川区広町2-1-36

TEL:03(3777)1111(代表)

品川区  
医療的ケア児への  
支援について



この冊子は、上記のホームページからもダウンロードできます。



一般社団法人スベサポ

- 医ケアkidsナビ(ポータルサイト) <https://spesapo-navi.jp>
- 医ケアkidsルーム(コミュニティサイト) <https://spesapo-room.jp>
- 医ケアkids手帳(成長記録ツール) <https://spesapo-techo.jp>



医ケア  
kidsナビ



医ケア  
kidsルーム



医ケア  
kids手帳

\*掲載されている情報は、令和8年3月現在の情報を基に作成しております。